

## 日本糖尿病学会 若手研究奨励賞規定

名称	若手研究奨励賞
英語名称	Young Investigator Award (YIA)
目的	糖尿病学における若手研究者の育成
対象	年次学術集会における一般演題の筆頭著者。国内で行われた糖尿病学に関する研究で、応募時点において公表（印刷または on line）されていない研究であること。
応募資格	<p>当該年次学術集会開催年の4月1日現在において、年齢満36歳未満または大学卒業後10年以内であって、かつ会員歴1年以上の日本糖尿病学会の正会員に限る。ただし、研究分類が「臨床研究」*に該当する応募者については、上記年齢条件を満41歳未満とする。</p> <p>但し、応募者が産前産後・育児休業、介護休業を取得した場合には、当該期間を応募者の実年齢から差し引き、休業取得期間が大学卒業後10年以内であれば当該期間分を延長できることとし、その適用希望者は休業取得を裏付ける証明書等を提出することとする。</p> <p>なお、過去に本賞を受賞したものは応募資格を有しない。また、過去に本学会の若手研究助成金を受賞したものは、本賞への応募資格を有しない。1施設（講座）からの複数応募は妨げない。</p>
応募方法	<p>年次学術集会の一般演題登録時に、「若手研究奨励賞」に応募する意思表示を行うと共に、選考用抄録を別途提出する。</p> <p>選考用抄録は、演題タイトル、演者名、所属施設名ならびに応募者の本研究における役割等を所定欄に記載し、抄録本文（2,000字以内）には応募演題の新規性や特徴を明示すること。（末尾に応募演題が主として応募者によって実施されたことを証明する研究指導者または共同研究の代表者の署名・捺印またはサインおよび日付を付記する。）</p>
選考方法	<p>▼第一次審査： 一般演題として書類選考し、その結果により上位50件程度に絞る。</p> <p>▼第二次審査： 選考用抄録について選考委員会が審査し、上位15件以内に絞る。</p> <p>▼第三次審査： 学術集会における口頭発表により、選考委員会が最終決定する。</p>
賞状・副賞	賞状および副賞 10万円
人数	5名以内
表彰時期	当該年の年次学術集会期間中に実施する。
選考委員	選考委員会委員は、各支部から1名および学術調査研究・教育委員会の委員から2名を選出し、計9名の委員をもって構成する。但し、学術調査研究・教育委員会の委員のうち少なくとも1名は学術調査研究・教育担当理事から選出するものとする。
その他	この表彰規定は第54回年次学術集会より適用し、実施する。

\*上記応募資格でいう臨床研究は「医療における疾病の理解ならびに診療方法の向上を目的として実施される、人を対象とする医学的研究（疫学研究を含む）」と定義する。また、人に関する「GWAS や遺伝子発現解析」は基礎研究に属するものと定義する。

以上

2010年8月31日制定

※ 2010年10月23日：「選考委員」を変更 ※ 2011年5月18日：「応募資格」を変更 ※ 2011年7月20日：「対象」を変更 ※ 2012年7月29日：「対象」を再変更 ※ 2014年6月1日：「応募資格」を再変更。臨床研究の定義を新設。「応募方法」の語句を一部変更 ※ 2016年5月31日：「応募方法」を変更 ※ 2018年10月1日：「応募資格」を再々変更 ※ 2019年12月1日：「選考委員」を変更

一般社団法人日本糖尿病学会